

ID: 145

担当部署: 町民課

処分の概要	保険料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町介護保険条例 第16条第1項		
例 規 番 号	平成12年 条例第2号		
<p>【根拠条文】 (保険料の減免) 第十六条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免することができる。</p> <p>一 第一号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。</p> <p>二 第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。</p> <p>三 第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。</p> <p>四 第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前七日前までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払いに係る月の前前月の十五日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。</p> <p>一 第一号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所</p> <p>二 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払いに係る月</p> <p>三 減免を必要とする理由</p> <p>3 第一項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。</p>			
【基準】 根拠条文と同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日